

令和6年度 大分市米粉料理等試作用米粉提供事業 募集要領

1. 目的

日本人の食生活が変化し、お米を食べる量が年々減少する中、お米の新しい食べ方として米粉が注目されています。

大分市では、飲食事業者等が行う米粉を使った商品の試作に対し、粒度の細かい、市産を含む県産米粉および米粉ミックス粉（以下「米粉等」という）を提供することにより、米粉料理の多様化及び米粉を使った食品の充実を図り、米粉の需要拡大をもって、米の消費拡大を目指します。

2. 対象事業と対象者

【対象事業】米粉を使った料理、または、パン、麺及び洋菓子等の商品の試作

【対象者】市内に事業所を有する、パン、麺、洋菓子等の食品製造業者及び飲食事業者等

3. 提供する米粉等

(1) 大分県産米粉

(2) 大分県産米粉ミックス粉（グルテン含む）

※(1) (2) 合わせて上限3kg（1kg単位で提供可）

【米粉の特徴について】

うるち米を小麦粉以下の粒子まで製粉したものであり、パンや菓子、料理等、さまざまな用途に適しています。(1)は、米のみ使用したものでグルテン等は含まれません。(2)は、(1)に小麦グルテンを配合したもので、パンやピザ等に適しています。

4. 募集期間

令和6年5月1日（水）～ 予算がなくなり次第終了

5. 試作（報告書提出まで）期間

米粉等受け取り後 ～ 令和7年3月31日（月）

※直接農政課へ提出の場合は17時15分まで

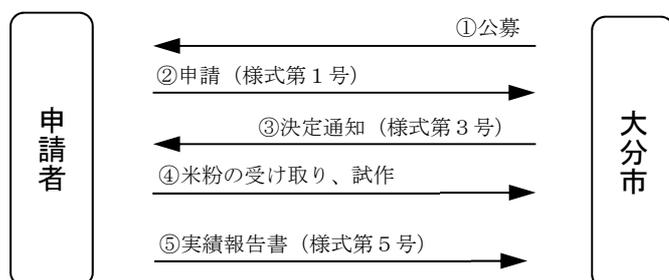
6. 申請方法

次の(1) (2)の書類を、米粉等の受け取りを希望する30日前までに、直接または郵送で、大分市農政課へ提出してください。

(1) 大分市米粉料理等試作用米粉提供事業申請書（様式第1号）

(2) 誓約書（様式第2号）

7. 事業のながれ



8. 変更の届出

提供事業者は、申請の内容等を変更するときは、大分市米粉料理等試作用米粉提供事業変更届出書（様式第4号）を市長に提出してください。

※提供事業者：提供を受けた申請者

9. 実績報告

提供事業者は、提供事業が完了したときは、大分市米粉料理等試作用米粉提供事業実績報告書（様式第5号）に以下に掲げる書類を添えて、提供事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は提供の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出してください。

※年度末日に直接農政課へ提出の場合は17時15分まで

【添付書類について】

- ・米粉等を使った料理や商品の写真
- ・試作の様子が見える写真

10. 提供決定の取消し

提供事業者が以下のいずれかに該当するときは、米粉等の提供の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。この場合において、既に米粉等が提供されているときは、定められた期限までに、提供した米粉等の実費にかかる金額を返還していただきます。

- (1) 米粉等を他の用途に使用したとき。
- (2) 米粉等の提供の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要領及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により米粉等の交付を受けたとき。

11. その他

- (1) 米粉等の提供を受けた事業者は、原則として、店（団体）名・代表者名等を公表する場合があります。
- (2) 前年度に米粉の提供を受けた対象者は、当該年度に申請することはできません。（連続年度の申請ができません。）
- (3) 米粉等は、農政課（市役所本庁舎8階）まで受け取りにきてください。

12. 提出・問い合わせ先

大分市農林水産部農政課 農産品流通担当班

住 所：〒870-8504

大分市荷揚町2番31号（本庁舎8階）

電 話：537-7025

FAX：534-6176

Eメール：nosei3@city.oita.oita.jp